

CDPシティ： 2022年質問書回答のための 補足資料

CDP Worldwide-Japan
2022年4月

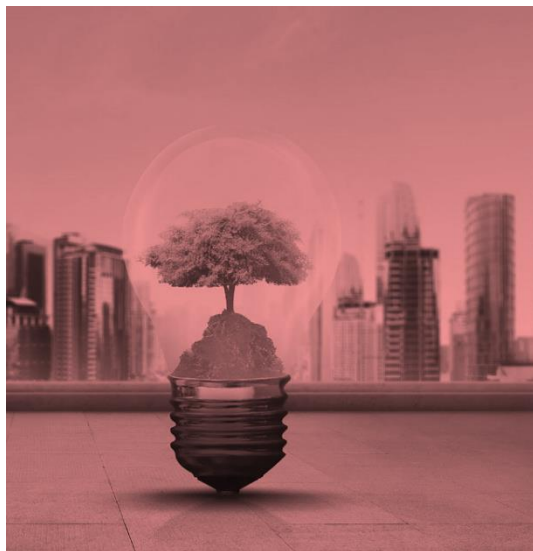
目次

- ▼ CDPとは (p.3)
- ▼ 2022年CDPシティ 質問書の概要(p.6)
- ▼ 2022年CDPシティ 質問書回答のための補足解説(p.11)

CDPとは



CDPの概要



- ▼ CDPは、2000年に英国で設立された**国際環境NGO**。CDP Worldwide-Japanは、日本法人として日本における取組を促進。
- ▼ 世界中の**機関投資家・購買企業の要請**を受けて、企業の**環境情報開示**を促進する活動を実施。
- ▼ ESG情報開示の「E」に関する**グローバルスタンダード**。2021年度は13,000社を超える企業がCDPに情報を開示。
- ▼ 世界中の機関投資家はCDPデータを**意思決定**に活用。
- ▼ **都市・地域**の情報開示も促進しており、2021年度は1,100以上の都市・州・地域がCDPに情報を開示。

**2021年は
日本の189自治体が参加**

CDPの活動拠点



- ▼ CDPは国際的な団体であり、地域オフィスと地域パートナーは50か国に存在します。



2022年CDPシティ質問書の概要



2022シティ質問書の構成と環境/気候トピック



ガバナンスモジュール

- 気候変動問題の監督
- 多層ガバナンス
- ステークホルダーの協働

評価モジュール

1. リスクと脆弱性の評価
2. 排出量インベントリー
3. セクター別データ

目標モジュール

4. リスクと脆弱性の評価
5. 排出削減目標
6. エネルギー目標および他のセクター別目標

計画立案モジュール

7. 計画立案
 - 気候変動対策
 - 資金調達

対策/行動モジュール

8. 適応策
9. 緩和策

CDPスコアリング： 2022年の「必須条件」



緩和

- 排出インベントリ
- 温室効果ガス（GHG）削減目標
(科学に基づく：[Science-Based](#))

適応

- 気候リスクと脆弱性の評価
- 適応目標

気候変動対策行動計画

- 緩和策を含む
- 適応策を含む

C: 認識、B: マネージメント、
A: リーダーシップ、のスコアバ
ンドにおいては、各バンド内での「必須条件」が設定されており、それを満たさないと次のスコアバンドへは進めません。

2022年5月に発表される
「2022年スコアリング基準」の別資料
にて詳細をご確認ください。

日本語でのリソース

- ▼ **CDPジャパン 情報開示ページ（自治体向け質問書&ガイダンス）** : [リンク](#)
 - ▼ 2022シティ質問書の概要
 - ▼ 2022年シティ質問書
 - ▼ 2022年シティ報告ガイダンス
 - ▼ 2022年シティスコアリング基準（2022年5月上旬公開）
 - ▼ CDP-ICLEI Track 操作画面案内
 - ▼ その他各種解説資料やウェビナー案内
- ▼ **CDPジャパンウェブサイト** :
 - ▼ 自治体向けSBT（科学に基づく目標）紹介 : [リンク](#)
 - ▼ CDPシンポジウム「自治体の環境情報開示とサステナブル金融」 : [リンク](#)
 - ▼ CDP 2021年自治体報告結果レポート : [リンク](#)
 - ▼ よくある質問: [リンク](#)



重要なお知らせ

CDPシティへの回答は、オンライン回答システム（Online Reporting System: ORS）にてデータを提出いただきます。

推奨ブラウザはGoogle Chromeです。Microsoft Edge, Apple Safari, Mozilla Firefoxも使用可能です。Internet Explorerについては、2022年5月中旬以降正式なサポートができなくなります。推奨ブラウザが使えずサインイン及び入力作業に支障が出る場合は、他の入力方法をご案内いたしますので、メールで cities.japan@cdp.net までご連絡ください。
お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

2022年CDPシティ 質問書回答のための 補足解説



シティ質問書の補足解説資料について



- ▼ CDP報告ガイダンスとスコアリング基準等の内容に沿って説明しています。これらの情報は、**CDPジャパンのウェブサイト「情報開示」ページに掲載しています。**
- ▼ シティ質問書の主な質問をカバーするものであり、全ての質問の解説を行うものではありません。本説明でカバーされない質問や詳細については、**CDPウェブサイト**で公開している「**報告ガイダンス**」、「**スコアリング基準**」等をご確認下さい。
- ▼ 本資料やCDPウェブサイトに記載/掲載している日本語版の内容は、CDP日本事務局が日本の自治体向けに日本語での説明を行うために作成したものです。最新の状況を反映しきれていない可能性もありますので、**正式版の確認は英語版をご参照ください。**

2022年シティ質問書の主な変更点



- ▼ UNFCCCインベントリ報告ガイドラインの共通報告様式等の**既存の国際環境報告フォーマットに沿った構成・質問に改訂**（特にGCoMの報告様式に準じる形式に改訂）
- ▼ **TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿い質問票を再構成**
**TCFDの4つの柱：ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標
- ▼ **SDGsとの関連性を明確化**
- ▼ 質問書の**全体ボリュームは減少**（回答の殆どが選択式または定量数値入力）
- ▼ 各自治体の社会経済状況に応じて、**三つの質問書経路(Pathway) から選択**

回答における全体的な留意事項（１）

- ▼ オンライン回答システムについては、Google Chromeを推奨しています。
- ▼ **CDPジャパンウェブサイトの「情報開示」サイトに掲載している「報告ガイダンス」「スコアリング基準」の資料をご活用ください。**各質問における質問の意図、回答例、スコアリングの視点などをご確認いただけます。
- ▼ 質問書経路(Pathway)の選択により質問一式（項目数）が変わりますが、経路(Pathway) 選択によるスコアリングへの影響はありません。また、経路(Pathway)は推奨されたもの以外の経路（Pathway)にいつでも変更可能です。
- ▼ 回答の言語に関わらずCDPスコアリングの対象となります。
- ▼ オンラインでの回答入力作業が難しい場合は、「エクスポート」および「インポート」の機能を活用して、エクセルでの作業も可能です

回答における全体的な留意事項（２）

- ▼ 「情報開示：D」のスコアバンドより上にいくには、まずは質問書全体を埋めていただく必要があります。上位のスコアバンドの基準を満たしていても、「情報開示：D」のスコアバンドの基準をまず満たさないと上位へいくことはできません。また、上位のスコアバンドでは「必須条件」がありますのでご確認ください。
- ▼ 質問書を埋めるにあたり、該当する計画や目標等が無い場合は、「いいえ」「無い」（とその理由や説明）を報告していただくことで、「情報開示：D」のスコアリングの加点対象となります。または、「その他」を選択して具体的な説明を入力してください。回答の空欄を残さないことが重要です。
- ▼ 文書や資料の添付が必要な箇所で、添付の代わりにウェブリンクを記載する場合は、文書の掲載ページへのリンクではなく、文書が直接開くリンクを記載ください。

ガバナンスモジュール

はじめに

ガバナンス

0.ガバナンス

評価

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

モジュール:ガバナンス

各自治体の状況に最も一致する選択肢をそれぞれ選択してください。

人口統計/地理データ

(0.1) 下記の表で貴自治体とその管轄について具体的にお答えください。

「文章入力欄」がある項目については、入力すべき内容・項目について、該当質問に関する「報告ガイダンス」および「スコアリング基準」の説明を読んだうえで記載してください。

ガバナンスモジュール

(0.1) 下記の表で貴自治体とその管轄について具体的にお答えください。

報告する自治体の行政区分と境界^	上位の行政機関	下位の行政機関	管轄区域の土地面積(平方km単位)^	緑地である土地面積(%)
選択肢: - 市区町村 (特別統合)市郡 - 郡/州 - 連邦区 - 独立市 - 独立州 - 先住民部族行政機関/ ファーストネーション - インターコミュニティ/ インターユニシティ - 独立インターコミュニティ - 大都市圏内の 地方自治体領域 - 大都市圏	選択肢: - 国 - 都道府県/州/地方 - 市区町村	選択肢: - 市区町村 (特別統合)市郡 - 郡/州	数値記入欄	選択肢: 5%未満 5~10% 11~20%

0.1の質問では、自治体の行政区分と境界を選択します。

日本の場合は、

- 政令指定都市、中核市、施行時特例市は「特別市町村」、
- 上記以外の市は「市」、
- 東京都23区は「大都市圏内の地方自治体領域」、
- 町村の場合は一番下に掲載されている「町」

をお選びください。

評価モジュール：1. 気候リスクと脆弱性



はじめに	
ガバナンス	▼
評価	▲
1.気候リスクと脆弱性	▼
2.排出インベントリ	▼
3.セクター評価データ	▼
目標	▼
計画立案	▼
対策/行動/措置	▼
追加情報	▼
諸条件	
付録	▼

モジュール:評価

気候リスクと脆弱性

(1.1) 貴自治体では、気候リスクと脆弱性の評価を実施していますか。実施していない場合、理由を示してください。

「気候リスクと脆弱性の評価」について、上位の行政機関で評価を実施しており、自治体の政策や計画にその評価結果を反映している場合は、その内容を回答に入力してください。その場合、「自治体の境界と比べた評価の境界」のセクションで「大きい/小さい/部分的」の中から適切な選択を選んでください。（例：県の実施した評価を反映している場合は、自治体の境界より評価の境界が「大きい」を選択します。）

評価モジュール：2. 排出インベントリ

はじめに

ガバナンス

評価

1. 気候リスクと脆弱性

2. 排出インベントリ

3. セクター評価データ

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

排出インベントリ

自治体全体の排出インベントリ算出方法

(2.1) 貴自治体は、報告すべき自治体全体の排出インベントリを有していますか。

「排出インベントリ」について、自治体で独自に算定または作成したインベントリが無い場合でも、環境省の『排出量カルテ』や国/県の統計を活用して、自治体該当分を按分換算したインベントリを報告することも可能です。

現時点で報告するデータを有していないがインベントリを算定中の場合は、質問（2.1）において「現在実施中で、来年完了します」を選択してください。

評価モジュール：2. 排出インベントリ

はじめに

ガバナンス

評価

1.気候リスクと脆弱性

2.排出インベントリ

3.セクター評価データ

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

排出インベントリ

自治体全体の排出インベントリ算出方法

(2.1) 貴自治体は、報告すべき自治体全体の排出インベントリを有していますか。

(2.1a) 「排出インベントリ」については、自治体全体の排出量を示すExcelファイルの添付が求められます。

自治体で作成したインベントリファイルが無い場合は、環境省『排出量カルテ』の活用が可能です。排出量カルテで自治体のデータをダウンロードし、「①CO2排出量の傾向把握」の最新のデータ部分を添付してください。

評価モジュール：2. 排出インベントリ



はじめに

ガバナンス

評価

1. 気候リスクと脆弱性

2. 排出インベントリ

3. セクター評価データ

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

(2.1b) 貴自治体の最新の自治体全体の温室効果ガス排出インベントリに関する以下の情報を記入してください。

質問の依存性

2.1の回答で「はい」が選択されている場合に、この質問が表示されます

(2.1b) CDPシティでは、自治体の排出量インベントリの報告にあたり、コミュニティレベルの温室効果ガス排出量インベントリのグローバルプロトコル（GPC）の基準による報告を推奨しています。世界首長誓約（GCoM）やC40等の国際イニシアチブに報告する場合は、それぞれの報告要件を確認してください。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき計算されたインベントリを報告する場合は、「インベントリを作成するために使用した主な方法論/枠組み」において、「地域または国特有の方法」を選択してください。

評価モジュール：2. 排出インベントリ

はじめに

ガバナンス

評価

1. 気候リスクと脆弱性

2. 排出インベントリ

3. セクター評価データ

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

(2.1b) 貴自治体の最新の自治体全体の温室効果ガス排出インベントリに関する以下の情報を記入してください。

質問の依存性

2.1の回答で[はい]が選択されている場合に、この質問が表示されます

(2.1b) インベントリに含まれるガスの種類の報告においては、環境省への報告における分野とその対象ガスの対比について下記をご参照いただき、該当するガスの種類を選択してください。

【燃料の燃焼分野】	CH ₄ , N ₂ O
【工業プロセス分野】	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O
【農業分野】	CH ₄ , N ₂ O
【廃棄物分野】	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O
【代替フロン等 4 ガス分野】	HFCs, PFCs, CF ₆ , NF ₃

評価モジュール：2. 排出インベントリ

はじめに

ガバナンス

評価

1. 気候リスクと脆弱性

2. 排出インベントリ

3. セクター評価データ

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

(2.1b) 貴自治体の最新の自治体全体の温室効果ガス排出インベントリに関する以下の情報を記入してください。

質問の依存性

2.1の回答で[はい]が選択されている場合に、この質問が表示されます

(2.1b) 地球温暖化係数の情報源については、環境省の実行計画マニュアルに沿ってインベントリを作成した場合は

「その他、具体的にお答えください。」を選択し、「国の政令で定められた地球温暖化係数を使用（地球温暖化対策推進法施行令第4条）」と記載ください。そのうえで、「この地球温暖化係数はIPCC第4次評価報告書に整合している」ことを追記可能です。

評価モジュール：2. 排出インベントリ

はじめに

ガバナンス

評価

1. 気候リスクと脆弱性

2. 排出インベントリ

3. セクター評価データ

目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

自治体全体の排出インベントリデータ

(2.1c) 自治体全体の排出量の内訳をスコープ別に記入してください。コミュニティレベルの温室効果ガス排出量グローバルプロトコル(GPC)を用いてインベントリが作成された場合、セクター別での内訳も記入するよう求められます。

(2.1c) 国際基準に沿ったインベントリを有していない場合、スコープ分けについては、可能であれば「直接」排出量と「間接」排出量に分け、そのうち「直接」にあたる排出量をスコープ1、「間接」にあたる排出量をスコープ2および3として報告するオプションがあります。スコープ3については可能な場合のみご報告ください。いずれの場合も、排出量を報告しない場合はその理由を説明する注釈記号を選択してください。

スコープ1は、領域内で実際に化石燃料の燃焼等によって発生した温室効果ガスです。スコープ2は、領域内で消費している二次エネルギーを発生させる過程で排出した温室効果ガスで、主に電力、蒸気、熱・冷熱が二次エネルギーです。

評価モジュール：2. 排出インベントリ

はじめに	
ガバナンス	▼
評価	▲
1.気候リスクと脆弱性	▼
2.排出インベントリ	▼
3.セクター評価データ	▼
目標	▼
計画立案	▼
対策/行動/措置	▼
追加情報	▼
諸条件	
付録	▼

(2.1e) 貴自治体の地域全体の排出量の内訳をスコープ別に記入してください。

質問の依存性

「コミュニティレベルの温室効果ガス排出インベントリのグローバルプロトコル(GPC)」またはGCoM共通報告枠組み（CRF）の形式以外の形式で自治体の排出量を報告する場合、この質問が表示されます

質問の範囲（セクター）

・ (2.1e) 「貴自治体の地域全体の排出量の内訳をセクター別に記入してください。」

セクター分類については、環境省の『実行計画策定マニュアル（区域施策編）』に「区域施策編で対象とする部門・分野と GPC（コミュニティレベルの温室効果ガス排出インベントリのグローバルプロトコル） の算定範囲の比較」が示されておりますので参考にしてください。分類が一致しない場合は「その他、具体的にお答えください。」を選び、個々のセクター分類名を入力することも可能です。

評価モジュール：3. セクター評価データ

はじめに	
ガバナンス	▼
評価	▲
1.気候リスクと脆弱性	▼
2.排出インベントリ	▼
3.セクター評価データ	▼
目標	▼
計画立案	▼
対策/行動/措置	▼
追加情報	▼
諸条件	
付録	▼

セクター評価データ

エネルギー評価データ

(3.1) 貴自治体における電力および熱/冷熱の年間総消費データ(MWh単位)と、エネルギーの種類別消費量の内訳を報告してください。

エネルギー、輸送、廃棄物、公衆衛生、食品、水の各セクターに関する情報の入力が必要です。
自治体内の複数の担当部署からデータを収集する必要がある場合があります。できるだけ空欄の無いように入力をしてください。データを報告できない場合はその理由を入力してください。

目標モジュール：5. 緩和目標

はじめに	
ガバナンス	▽
評価	▽
目標	△
4.適応目標	▽
5.緩和目標	△
5.1	▽
6.セクター目標	▽
計画立案	▽
対策/行動/措置	▽
追加情報	▽
諸条件	
付録	▽

5.緩和目標

排出量目標

(5.1) 貴自治体には実施中の

質問書経路 (Pathway)

- 経路 (Pathway) 1、2お

他の枠組みとの関連性

- GCoM:緩和のピラー
- TCFD:指標と目標(情報開
- Race to Zero (レース・
- 欧州気候協約
- 持続可能な開発目標：S

回答選択肢

緩和目標については、自治体の温室効果ガス排出削減目標に関して入力してください。

自治体区域内全体のインベントリまたは目標が無い場合、事務事業編の目標について入力することが可能です。その場合は、（5.1）で目標を入力する際に「自治体の境界と比べた目標の境界」において「自治体運営 - 自治体によって所有/運営される排出源のみを対象とする。」を選択してください。

目標モジュール：5. 緩和目標

5. 緩和目標

(5.1) 貴自治体には実施中の温室効果ガス排出削減目標がありますか。温室効果ガス排出削減目標がない場合、主な理由を示してください。 ? 🗨

はい、私たちの自治体には温室効果ガス排出削減目標があります

▼ 質問レベルのガイダンスへのリンク

報告ガイダンス

(5.1a) 貴自治体の排出削減目標を具体的にお答えください。 ? 🗨

世界首長誓約の要件に関する詳細については、下記の完全版ガイダンスへのリンクを参照してください。

> 質問レベルのガイダンスへのリンク

+列を追加

(5.1) 排出削減目標について、中期目標や長期目標がある場合、またはセクター別の目標がある場合は、目標毎に「+列を追加」してください。列を追加すると各目標に対する質問とその回答セクションが表示されますので回答を入力してください。

目標モジュール：5. 緩和目標

はじめに

ガバナンス

評価

目標

4. 適応目標

5. 緩和目標

5.1

5.1a

5.1b

6. セクター目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

5. 緩和目標

(5.1) 貴自治体には実施中の温室効果ガス排出削減目標がありますか。温室効果ガス排出削減目標がない場合、主な理由を示してください。

はい、私たちの自治体には温室効果ガス排出削減目標があります

「目標が科学に基づく目標(SBT)と見なされるかどうかと、整合するSBT方法論を具体的にお答えください。」については、[こちらのCDPサイト](#)をご覧ください。

自治体がゼロカーボンシティを表明している場合は、今年の報告においては「2050年にネットゼロ」の目標を報告することで、長期目標においてSBTを考慮しているとみなすことが可能です。

(来年以降は基準が厳しくなり、長期目標と中期目標の両方がSBTに整合することがAリストの要件として求められる可能性があります。)

目標モジュール：5. 緩和目標

はじめに

ガバナンス

評価

目標

4. 適応目標

5. 緩和目標

5.1

5.1a

5.1b

6. セクター目標

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

5. 緩和目標

(5.1) 貴自治体には実施中の温室効果ガス排出削減目標がありますか。温室効果ガス排出削減目標がない場合、主な理由を示してください。 ?

はい、私たちの自治体には温室効果ガス排出削減目標があります

▼ 質問レベルのガイダンスへのリンク

報告ガイダンス

(5.1a) 貴自治体の排出削減目標を具体的にお答えください。 ?

世界首長誓約の要件に関する詳細については、下記の完全版ガイダンスへのリンクを参照してください。

「国が決定する貢献（NDC）」については、日本は「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」です。自治体の目標がNDCに整合しているかを回答してください。

目標モジュール：6. セクター目標

はじめに

ガバナンス

0.ガバナンス

評価

目標

4.適応目標

5.緩和目標

6.セクター目標

6.1

計画立案

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

6.セクター目標

エネルギーとその他の気候関連目標

(6.1) 報告年に（現在）有効な貴自治体のエネルギー関連目標を具体的にお答えください。加えて、報告年に（現在）有効なその他の気候関連目標を報告できます。

エネルギー目標については、測定指標単位にご注意ください。TJ（テラジュール）や設置台数で目標設定している場合は、提示される選択肢のいずれかの単位に変換してご回答ください。

自治体内の特定地域でエネルギー関連のプロジェクトがある場合は、「自治体の境界（管轄区域）と比べた目標の境界」において、「小さい - 自治体の一部のみを対象にしています。」を選択し、詳細を説明してください。

計画立案モジュール：7. 計画立案

はじめに

ガバナンス

0.ガバナンス

評価

目標

計画立案

7.計画立案

気候行動計画立案

消費に基づく排出計画

資金調達

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

モジュール:計画立案

気候行動計画立案

(7.1) 貴自治体には、気候変動対策行動計画または戦略がありますが

実行計画を策定している場合は「気候変動対策行動計画または戦略」が「ある」と回答してください。自治体によって「環境基本計画」またはその他の個別の名称で気候変動に対する行動計画を策定している場合も、その計画および戦略についてこのモジュールで報告してください。実行計画が事務事業編の場合は、「行動計画の対象となるセクター」で「行政および防衛; 社会保障」を選択してください。

計画・戦略文書の添付またはウェブリンクの記載が必要です（日本語のもので構いません）。

計画立案モジュール：7. 計画立案

はじめに

ガバナンス

0.ガバナンス

評価

目標

計画立案

7.計画立案

気候行動計画立案

消費に基づく排出計画

資金調達

対策/行動/措置

追加情報

諸条件

付録

モジュール:計画立案

気候行動計画立案

(7.1) 貴自治体には、気候変動対策行動計画または戦略がありますか。

「適応策」について、県レベルで策定された適応計画の実施を自治体で考慮している場合は「自治体の境界と比べた計画の境界」において「大きい - 自治体全体と隣接する区域を対象にしています。」を選択して、その内容を報告することができます。計画・戦略文書の添付またはリンクが必要です。

実行計画において「適応策」にかかるセクションを含んでいる場合は、計画の種類として「統合された気候計画（緩和と適応）」を選択ください。

対策/行動/措置モジュール：8. 適応策

はじめに

ガバナンス

0.ガバナンス

評価

目標

計画立案

7.計画立案

対策/行動/措置

8.適応策

9.緩和策

追加情報

諸条件

付録

モジュール:対策/行動/措置

適応策

(8.1) 貴自治体が現在取り組んでいる最も重要な適応策の成果について説明します。これには、計画策定中または実施段階の適応策を含めることができることにご注意ください。

質問書経路 (Pathway)

- 経路 (Pathway) 1:1～9番目の列
- 経路 (Pathway) 2および3:1～12番目の列

適応策が複数ある場合には、「+列を追加」で各適応策の成果について回答できますが、多くの適応策を回答するよりも、「最も重要な適応策の成果」に関してできるだけ詳細を回答することを重視してください。コベネフィットについては、[こちらのCDPサイト](#)を参照ください。

対策/行動/措置モジュール：9．緩和策

はじめに

ガバナンス

0.ガバナンス

評価

目標

計画立案

7.計画立案

対策/行動/措置

8.適応策

9.緩和策

追加情報

諸条件

付録

緩和策

(9.1) 貴自治体が現在取り組んでいる最も重要な緩和策の成果を説明してください。これには、計画策定中または実施段階の適応策を含めることができることにご注意ください

緩和策が複数ある場合は、「+列を追加」で複数の緩和策をリストアップし各緩和策の成果について回答できますが、「最も重要な緩和策の成果」に関してできるだけ詳細を回答することを重視してください。対象セクターが包括的な緩和策でも、特定の重要なセクターを対象にした緩和策の報告でもかまいません。

「緩和策の開始年/緩和が継続すると予想される年」の回答については、対象年について報告ガイダンスを確認のうえ、記入をお願いします。

諸条件および付録

追加情報

諸条件

付録

付録 - 通貨

付録 - 適応策

付録 - 緩和策

付録 - セクター目標

付録 - 気候変動対策にかかる資金調達

付録 - 科学に基づく目標に関するガイダンス

排出量データのインポート

経路 (Pathway)

経路(Pathway)マップ

枠組みマッピング

諸条件については、必ずご一読のうえ、ご確認をお願いします。

付録B (適応策)

工学的および建造環境措置

- 防波堤および沿岸防構造
- 洪水対策としての堤防や排水渠
- 貯水および揚水ポンプ

付録D (目標の種類)

再生可能エネルギー生成目標

- 再生可能エネルギーの生成増加(すべての種類のエネルギー)
- 再生可能電力の発電増加
- 再生可能な熱または冷熱の生成増加

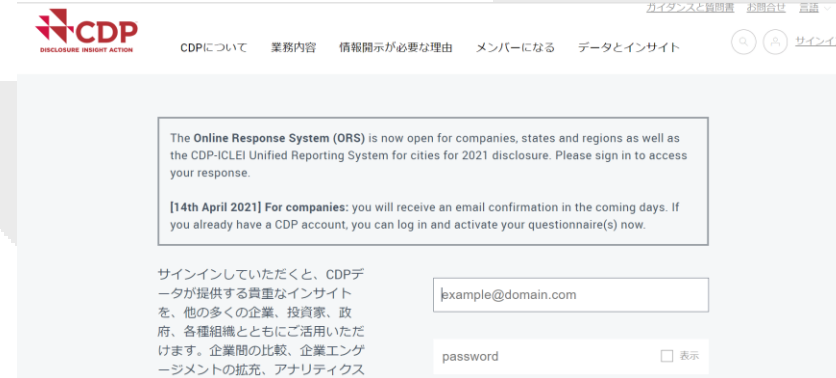
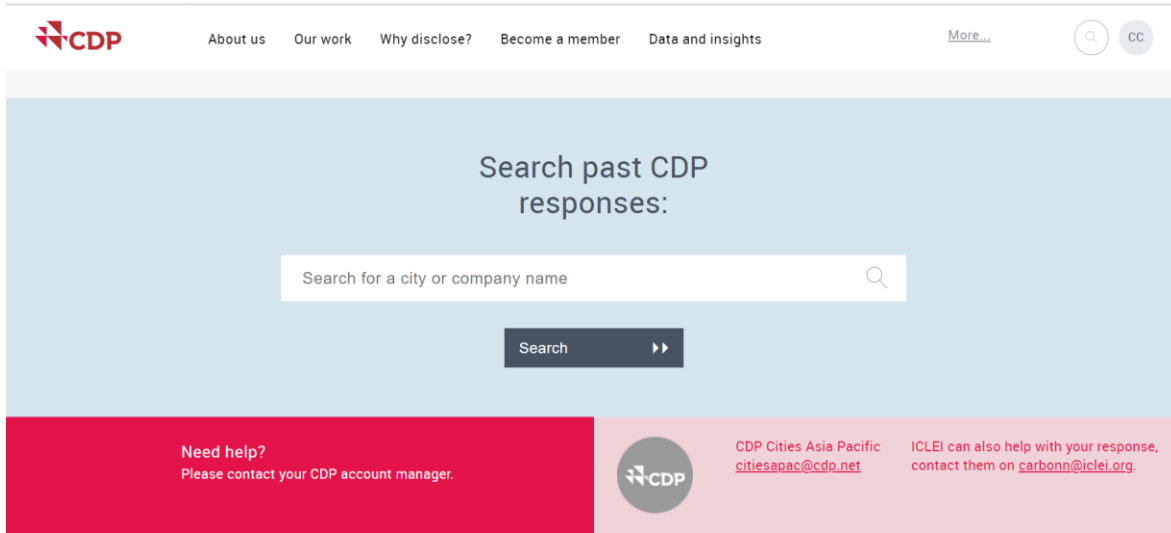
付録では、適応策や緩和策、セクター目標等の選択肢の一覧や、科学に基づく目標 (Science Based Target: SBT) に関するガイダンスなどが確認できます。CDPジャパンのウェブサイトでも[自治体のSBT](#)についての情報を提供していますのでご覧ください。

排出量データのインポートと枠組みマッピングは、英語の資料のみとなりますのでご了承ください。

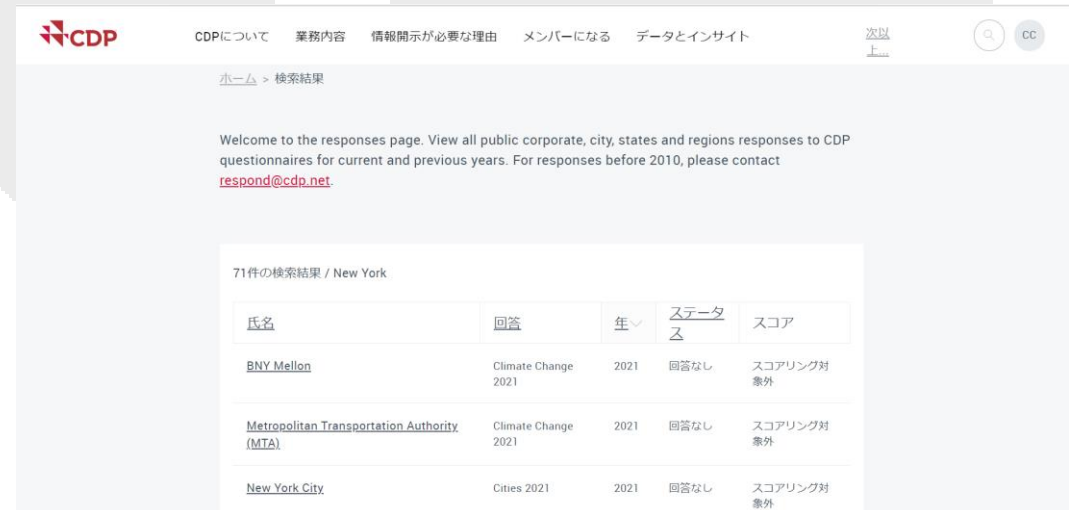
他の自治体の過去の回答の参照方法



① CDPウェブサイトサインイン→



←② 貴自治体のダッシュボードの一番下に左のような検索画面がありますので、こちらから閲覧したい自治体を英語で入力してください。



③ 右のような画面に変わり、下線のある自治体名をクリックすると、過去の回答リストが表示されますので、閲覧したい年の回答をクリックしてください。



CDP ジャパン事務局

Address: 東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル3階



www.cdp.net/ja/japan (CDPジャパンウェブサイト)

<https://japan.cdp.net/disclosure/cities-discloser> (自治体向け情報開始サイト)



Contact email address:
cities.japan@cdp.net

*The platform will remain open for non-scored submissions until end of December 2020